

所得税の申告はスマートフォンで！ 進化するスマート申告

スマートフォンで確定申告書を作成し、e-Taxで送信すれば、税務署に出向くことなく、自宅等で申告手続きが完了します。

スマホで見やすい専用画面

スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がりました。

項目	令和元年年分
収入	給与所得（年末調整未済や2か所以上にも対応）、公的年金等、その他雑所得、一時所得
所得控除	全ての所得控除
税額控除	政党等寄附金等特別控除、災害減免額
その他	予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書（案内のみ）



申告書の作成
はこちらから！



※「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード等をお持ちでない方も、「ID・パスワード」があれば、e-Taxで送信できます。詳しくは税務署へお問い合わせください。

開発中の画面ですので、
実際の画面と異なる場合があります。

確定申告会場の開設は 2月17日（月）から

※ 確定申告会場の開設直後は大変混み合います。

なお、2/16以前でも、郵送による提出・窓口への提出は受け付けております。

税務署からのお知らせ

申告会場：津山税務署 津山市田町 67 番地

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 4 時

（混雑状況によって午後 4 時以前に相談受付を終了する場合があります。）

相談時間：午前 9 時 00 分～午後 5 時

《確定申告会場で消費税の確定申告書を作成される方へのお知らせ》

消費税の確定申告書を確定申告会場で作成される場合は、作成済の「課税取引金額計算表」を必ずご持参ください。



国税局 税務署

確定申告

検索